

12. 就労・生活支援センター飛鳥晴山苑

I 運営方針

II 運営計画

1. 事業計画
2. 職員配置
3. 基盤整備
4. 地域との協力体制
5. 区民福祉への寄与
6. 居住支援への取り組み
7. 若年労働者の確保と育成
8. 本年度重点課題

III 事業別計画

生活介護

自立訓練（機能訓練）

就労移行支援

就労継続支援（B型）

短期入所

居宅介護・行動援護・重度訪問介護

相談支援事業

地域生活支援事業（市区町村事業）

放課後等デイサービス

滝野川地域障害者相談支援センター

平成27年度 社会福祉法人晴山会

就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑 事業計画

I 運営方針

本事業は、平成16年10月に東京都北区において、北区基本計画及び北区障害者計画に基づき実施された公募事業(東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地福祉施設整備事業)として採択された事業であり、社会福祉法人晴山会が、平成17年4月に東京都北区から事業実施法人として決定を受け、開設に向けての準備に取り組んできたものである。

事業の運営に当たっては、開設以来7年間の実績を踏まえ障害者総合支援法に基づき地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために一層サービスの充実を目指していきます。

平成27年度は、第四期東京都障害者福祉計画が策定されます。又北区障害福祉計画の最終年度となります。計画の理念に基づき、**障害者が地域で安心して暮らし続けられる社会の実現・障害者が当たり前で働ける社会の実現・すべての人が共に暮らす地域社会の実現** に向けて地元自治体や地元特別支援学校並びに他の障害者施設と連携を図りながら当センターの役割を明確にし、広く区民福祉の向上に寄与するよう努めてまいります。

また、社会福祉法人の社会貢献を目的に公益的取組の推進と地元行政との連携・協力を一層密に図るよう本年度より「滝野川地域障害者相談支援センター」北区からの委託事業として設置いたします。

II 運営計画

1 事業計画

(1) 障害福祉サービスⅠ (介護給付)	利用定員
ア、生活介護	75名
イ、短期入所	12名
ウ、居宅介護・行動援護・重度訪問介護	
(2) 障害福祉サービスⅡ (訓練等給付)	
ア、自立訓練 (機能訓練)	14名
イ、就労移行支援	6名
ウ、就労継続支援(B型)	25名

- (3) 一般相談支援事業
- (4) 地域生活支援事業（市町村事業）
 - ア、日中一時支援
 - イ、移動支援
 - ウ、特定相談支援
 - エ、障害児相談支援
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所事業
 - ア、放課後等デイサービス 10名
- (6) 滝野川地域障害者相談支援事業 （北区委託事業）

2 職員配置

管理者1・サービス管理責任者3（内1名は管理者と兼務）

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 生活介護（Ⅰ、Ⅱ合計） | 常勤換算 33.0 |
| (2) 自立訓練（機能訓練） | 4.5 |
| (3) 就労移行支援 | 3.4 |
| (4) 就労継続支援（B型） | 4.3 |
| (5) 居宅介護・行動援護・重度訪問介護 | 3.5 |
| (6) 相談支援事業 | |
| ア、一般相談支援事業 | 1.5 |
| イ、特定相談支援事業 | 2.0 |
| ウ、障害児相談支援事業 | 2.0 |
| (7) 放課後等デイサービス | 7.5 |
| (8) 滝野川地域障害者相談センター | 2.5 |

3 基盤整備

(1) 利用定員の充足

日中活動・社会体験の場を希望しながらその機会に恵まれなかった人、又利用継続が困難になった人へ便宜を適切かつ効果的に行い、定員の充足に努める。

また、特別支援学校、病院等へ事業内容の説明を行い、障害者が地域社会の中で孤立することなく、地域に根ざしたご利用者充足に向けた取り組みを行う。

(2) 職員の配置

障害福祉におけるキャリアの有無を問わず、各分野からの人材はもとより養成校からの実習生受け入れを積極的に行い、人材確保に努める。

また、採用後は、職場内、外での研修を重ねながらご利用者のニーズに応えられるよう人材育成に努め、適正な職員配置を行う。

(3) 組織・環境

職場内に「業務検討委員会」及び「サービス向上検討委員会」を設置

し、「業務検討委員会」はその下部組織として4つの作業部会を、又「サービス向上検討委員会」は3つの作業部会を其々発足させ業務に関する各項目について具体的に計画、立案しながら組織強化に努める。又、「サービス向上検討委員会」は第三評価と満足度調査をとおしてサービスの質の向上を図ると同時に、法令を遵守するための業務管理体制を整備していくことも義務づけていく。

※ア、業務検討委員会

- (ア) 事業振興部会
- (イ) プログラム編集部会
- (ウ) 個別支援部会
- (エ) 職場研修部会

イ、サービス向上検討委員会

- (ア) ISO 推進部会
- (イ) 倫理綱領部会
- (ウ) 第三者評価部会

4 地域との協力体制

事業の規模と内容については、地域の利用ニーズを見極め、北区と協議しながら検討するとともに、特別支援学校や他施設との意見調整を図りながら各事業の特性を発揮していく。又東京都地域の拠点機能支援事業も推進していく。

5 区民福祉への寄与

区民の皆さまが地域生活を継続していくために、障害のある人もない人も居住の場とは別に日中活動や社会体験の場として利用していただけるよう施設機能を有効に発揮し、区民福祉へ寄与できるよう活動を行っていく。

また、都や区の施策を参考にしながら、区民福祉に向けて法人としてどのような役割を担っていくべきか中期的な視点にたった取り組み課題を明確にしていく。

6 居住支援への取り組み

地域で生活する重度の障害者およびそのご家族のニーズを充足するために、短期入所事業や宿泊訓練等をとおし可能な限り24時間、365日を見据えた支援体制を組み、ご利用者の高齢化、「親亡き後」の問題に対応できるよう取り組んでいく。

7 若年労働者の確保と育成

長期間の安定した事業を継続していくために、新卒職員を一定の割合で採用し各種研修をとおして育成しながら良質な人材を配置していく。

8 本年度重点課題

- (1) 稼働率アップと各事業の見直しを図るためにマーケティングとイノベーションに焦点を当てていく。
- (2) 相談支援事業の充実（特定相談支援・障害児相談支援）
- (3) チームリーダーの育成をとおり、チームビルディングを実践していく。

Ⅲ 事業別計画

生活介護

1 目的

障害者総合支援法に基づく生活介護事業として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用定員

75名

3 業務

(1) 運営方針

地域において、安定した生活を営むため常時介護等が必要な者に対し、個別支援計画票を作成し身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指すために必要な支援を行う。

(2) 業務内容

- ア、食事や入浴、排せつの介助
- イ、軽作業等の生産活動の実施
- ウ、日常生活上の相談支援
- エ、社会活動の支援
- オ、機能回復訓練等の実施
- カ、健康管理、服薬管理等

自立訓練(機能訓練)

1 目的

障害者総合支援法に基づく自立訓練(機能訓練)事業として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用定員

14名

3 業務

(1) 運営方針

入所施設・病院を退所・退院した者に対し、個別支援計画票を作成し地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復のために必要な支援を行う。又養護学校を卒業した者に対しても、個別支援計画票を作成し地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復のために必要な支援も併せて行う。

(2) 業務内容

ア、リハビリテーションの実施

イ、日常生活上の相談支援

ウ、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整

エ、健康管理、服薬管理等

就労移行支援

1 目的

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の九に規定する者に対して、規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用定員

6名

3 業 務

(1) 運営方針

一般就労等を希望し、知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、就労等の見込まれる者に対し、個別支援計画票を作成し事業所内や企業において、作業や実習を実施し、職場探しや就労後の職場定着のために必要な支援を行い、適性に合った職場への就労と定着を行う。

(2) 業務内容

- ア、生産活動の実施、指導
- イ、企業内授産、職場実習の指導
- ウ、職場探し
- エ、就職後の職場定着支援
- オ、日常生活上の相談支援
- カ、健康管理、服薬管理等

就労継続支援（B型）

1 目 的

障害者総合援法に基づく就労継続支援B型事業として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用定員

25名

3 業 務

(1) 運営方針

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、個別支援計画票を作成し事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供し（雇用契約は結ばない）工賃の支払い目標水準を設定し、額のアッ

プを図る。又これらを通じて、知識能力の高まった者について、就労への移行に向けて支援を行う。

(2) 業務内容

- ア、生産活動の実施、指導
- イ、職場規律の指導
- ウ、日常生活上の相談支援
- エ、健康管理、服薬管理等

短期入所

1 目的

障害者総合支援法に基づく短期入所事業として、ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用定員

12名

3 業務

(1) 運営方針

地域において、安定した生活を営むため介護等が必要な者に対し、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するための必要な支援を行う。

(2) 業務内容

- ア、食事や入浴、排せつの介助
- イ、社会活動の支援
- ウ、日常生活上の相談支援
- エ、健康管理、服薬管理等

居宅介護・行動援護・重度訪問介護

1 目的

(1) 居宅介護

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業として、ご利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関

する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 行動援護

障害者総合支援法に基づく行動援護事業として、ご利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該ご利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該ご利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(3) 重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく重度訪問介護事業として、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 居宅介護

ホームヘルプサービス

(2) 行動援護

外出時及び外出の前後において次のサービスを行う

ア、予防的対応—初めての場所についての事前説明、行動障害の引き金となるものからの回避。

イ、制御的対応—自傷・他害を適切におさめ危険を回避する。強いこだわり、突然動かない等の極端な行動時の対応。

ウ、身体介護的対応—排便、食事、着脱の介護。

(3) 重度訪問介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動の介護を総合的に提供する。

相談支援事業

(1) 指定一般相談支援事業

ア、地域移行支援

入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するため

の活動に関する相談、地域移行のための障害者福祉サービス事業所等への同行支援等を行うことを目的とする。

イ、地域定着支援事業

居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行うことを目的とする。

(2) 特定相談事業

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児（者）の自立した生活を支え、障害児（者）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

地域生活支援事業(市区町村事業)

1 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性やご利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず区民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(1) 日中一時支援事業

障害者等へ日中における活動の場を提供することにより、障害者の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護しているご家族が、一時的な休息等を得ることを目的とする。

(2) 移動支援(個別支援型・車両移送型)

移動介護を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行うことを目的とする。

(3) 特定相談支援

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うことを目的とする。

放課後等デイサービス

1 目的

障害児が、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、その障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

滝野川地域障害者相談支援センター

1 目的

滝野川福祉保健センターの耐震工事に伴い、東京都北区障害福祉課滝野川障害相談係は、王子障害相談係に移転統合されました。これに伴い滝野川障害相談係に代わり、滝野川圏域の相談窓口機能の確保と相談体制の充実、開所日の拡大や開所時間の延長など相談窓口のサービスの向上と障害者の立場に立ち、効率的な展開に寄与するために地元自治体より業務を受託するものです。

また本事業をとおして、法人が目指す①法人の公益性 ②地元自治体との連携と協力 ③地域に信頼を得られる施設づくりに貢献してまいります。

受託業務

(1) 相談支援業務

- ア、障害種別や年齢にかかわらず相談
- イ、障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介
- ウ、権利擁護関連事業（虐待の早期発見・防止・経過観察・見守り・成年後見制度利用支援）
- エ、自殺企図者の見守り

(2) 障害者福祉事業窓口業務（各種事業の申請受付）

- ア、心身障害者訪問理美容事業
- イ、心身障害者寝具乾燥給付事業
- ウ、身体障害者福祉マッサージ等経費助成事業
- エ、心身障害者おむつ支給事業
- オ、福祉タクシー事業
- カ、自動車燃料費助成事業
- キ、重度身体障害者緊急通報システム事業
- ク、重度脳性小児麻痺者介護人派遣事業（請求受付）